

## 堺市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

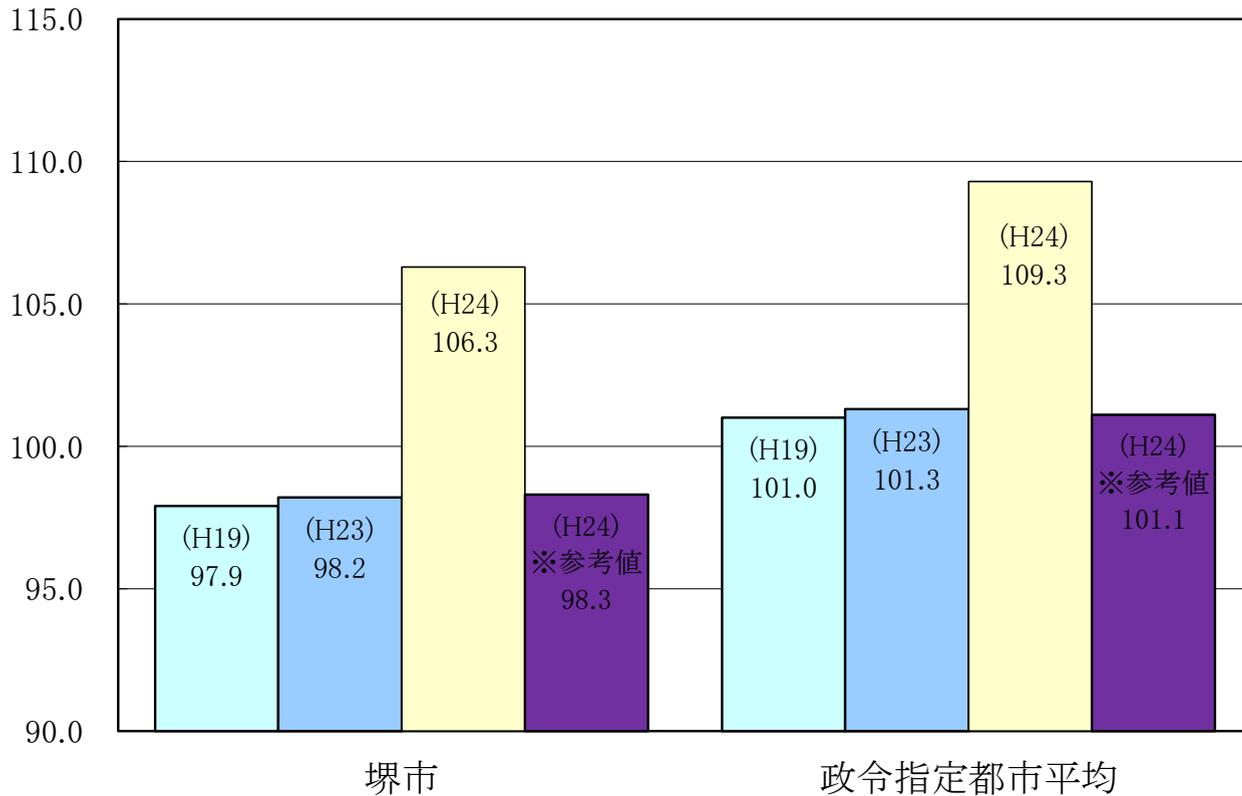
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	838,675	351,950,473	992,048	52,450,988	14.9	16.8

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	4,964	20,588,512	6,550,430	7,832,666	34,971,608	7,045	6,929

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4)給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	394,702 円	394,479 円	223円 0.06%	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	3.94 月	3.95 月	△ 0.01 月	改定なし	3.95 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	136,100	188,200	225,900	265,000	292,400	323,600	369,300	416,400	469,900	534,900
最高号給の 給料月額	246,000	311,400	358,600	392,500	404,900	426,900	461,100	483,400	543,100	575,700

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況(全会計)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
堺市	42.8 歳	328,388 円	446,670 円	388,964 円
大阪府	43.4 歳	312,343 円	415,763 円	366,724 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
政令市平均	42.5 歳	334,994 円	447,665 円	395,305 円

※ 端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
堺市	52.4歳	156人	350,843円	428,794円	405,378円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.8歳	37人	350,030円	454,943円	410,929円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	1.58
うち用務員	53.7歳	55人	356,029円	416,329円	409,763円	用務員	53.5歳	206,600円	2.02
うちその他	51.8歳	64人	346,855円	424,389円	398,401円	—	—	—	—
大阪府	49.2歳	799人	303,506円	386,923円	355,228円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465(285,030)円	—	307,506(323,181)円	—	—	—	—
政令市平均	46.7歳	1,465人	321,708円	405,973円	377,664円	—	—	—	—

※ 端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較 (千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市	—	—	—
うち清掃職員	7,096.5	3,989.2	1.78
うち用務員	6,665.8	2,861.4	2.33
うちその他	6,705.8	—	—

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分については全国)のデータ(平成21年度から平成23年度までの3ヶ年平均)を記載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職 高等学校

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	47.9 歳	356,264 円	439,778 円
大阪府	44.6 歳	347,564 円	424,622 円
政令市平均	46.4 歳	396,462 円	484,455 円

④教育職 幼稚園

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	36.9 歳	281,680 円	338,806 円
大阪府	41.6 歳	323,810 円	390,521 円
政令市平均	39.6 歳	320,030 円	372,644 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、基本給(給料表における給料月額)の平均月額です(教育職については、教職調整額を含む)。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		堺 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	179,300 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	150,300 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	147,200 円	149,000 円	130,656(137,200) 円
	中 学 卒	133,600 円	137,400 円	123,038(129,200) 円
教育職 高等学校	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	—
教育職 幼稚園	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	—
	短 大 卒	177,200 円	177,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	256,024 円	307,977 円	349,994 円
	高 校 卒	226,320 円	256,300 円	308,082 円
技能労務職	高 校 卒	217,867 円	241,500 円	288,950 円
教育職 高等学校	大 学 卒	267,120 円	299,274 円	336,065 円

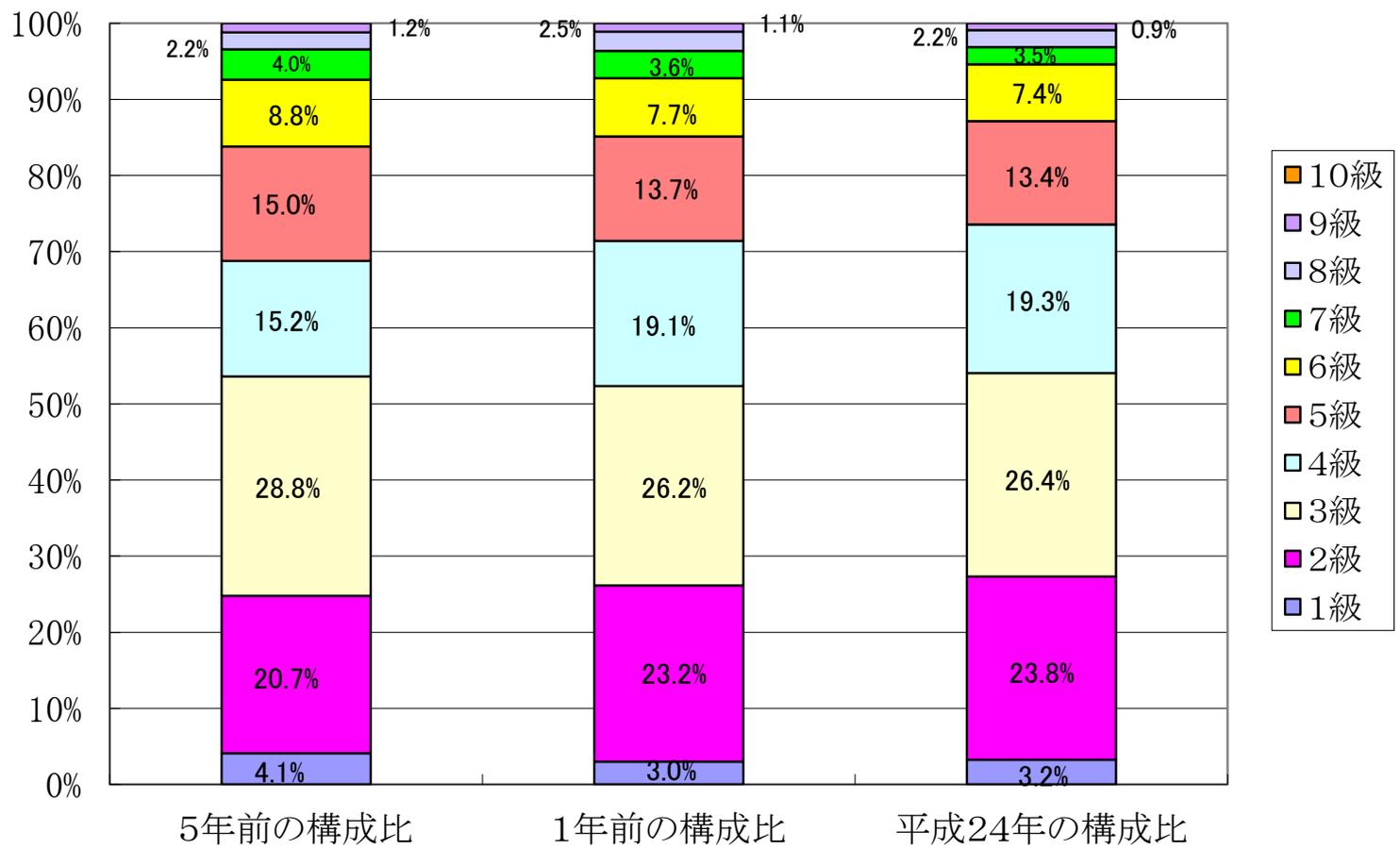
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	監・局長・区長・理事(局長級)	26 人	0.9%
8 級	部長・副区長・理事	62 人	2.2%
7 級	部次長・副理事・総括課長	99 人	3.5%
6 級	課長・参事	212 人	7.4%
5 級	困難課長補佐・困難主幹	384 人	13.4%
4 級	課長補佐・主幹・困難係長・困難主査	551 人	19.3%
3 級	係長・主査・主任	754 人	26.4%
2 級	主事・技師	682 人	23.8%
1 級	主事・技師	91 人	3.2%

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(高等学校事務職員を除く)です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

- 昇給日前1年間の勤務状況をもとにした所属長による昇給判定と、勤務実績に基づく3区分の昇給を行っています。
- 昇給区分

区分	昇給する号給数		備考
	55歳未満	55歳以上	
1(標準)	4号給	2号給	良好
2	2号給	1号給	やや良好でない
3	昇給しない	昇給しない	良好でない

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

堺市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(23年度 普通会計決算) 1,391 千円	1人当たり平均支給額(23年度 普通会計決算) 1,611 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

管理職については、勤務実績の評定を成績率に反映させています。

### (2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

堺市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額(平成23年度実績)	15,559 千円(自己都合) 25,809 千円(定年)		1人当たり平均支給額(平成22年度実績)	3,584 千円(自己都合) 34,903 千円(勸奨) 24,515 千円(定年)	

(注) 1 本市の退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度中に退職した全職種にかかる職員に支給された事由別の平均額(普通会計 教職員除く)です。

2 国の支給実績は、総務省「退職手当の支給状況(平成22年度退職者)」によります。

### (3) 地域手当(普通会計)

#### (平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	2,182,361 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	※ 387,700 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	5,500 人	10 %
本市(医師)	15 %	14 人	15 %
東京都特別区(東京事務所)	18 %	6 人	18 %

※ 外郭団体等への派遣職員を除く職員の平均支給額です。

### (4) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度普通会計決算)	150,158 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度普通会計決算)	103,060 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度普通会計)	26 %
手当の種類(手当数 企業会計除く)	23 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	(1)税務部又は債権回収対策室に勤務する職員 (2)保険年金課、地域福祉課(収納対策業務に従事する職員に限る)又は保険徴収医療課に勤務する職員その他市長が認める職員	市税又は国民健康保険に関する事務業務	(1)検査又は調査 日額 250円 徴収 日額 250円 差押 1件 250円 (2)徴収 日額 250円 差押 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務	410円～1,100円
社会福祉等業務従事手当	(1)生活援護第一課、生活援護第二課及び生活援護課に勤務する右記業務に主務者としてもっぱら従事する職員 (2)子ども相談所に勤務し、右記業務に従事するもの	(1)社会福祉法第15条第3項若しくは第4項に規定する業務に専ら従事するものうち、生活保護法第27条又は第27条の2に規定する業務 (2)児童福祉法第11条第1項第2号の事務業務	日額 250円
行旅死病人取扱業務手当	生活福祉部(生活援護管理課に限る)、長寿社会部、障害福祉部(障害施策推進課及び障害者支援課に限る)又は保健福祉総合センター(保健センターを除く)に勤務する職員	行旅病人又は行旅死亡人の救護及び収容等の業務	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従事手当	健康部又は保健センターに勤務する職員	(1)診察の立会い (2)緊急措置入院のための移送業務 (3)医療保護入院等のための移送業務	日額 300円
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員 (2)食品衛生課に勤務する職員 (3)健康部及び保健センターに勤務する職員 (4)健康部に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務 (2)と畜検査の業務 (3)感染症(三類感染症、四類感染症及び五類感染症を除く)の患者の救護等の業務 (5)害虫、ねずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務	(1)日額 300円又は500円 保護収容等 1件 300円又は1,000円 (2)日額 400円 (3)日額 290円 (4)日額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センターに勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	日額 230円
斎苑業務手当	斎場に勤務する職員	斎苑に関する業務	日額 300円又は500円 炉使用 1件 1,000円
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員 (2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員 (3)クリーンセンター管理課に勤務する職員並びに市長が認める職員 (4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務 (2)廃棄物の焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務 (3)専ら廃棄物の処理又は資源化処理業務 (4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務	(1)日額 1,000円 半日 500円 (2)(3)(4)日額 300円
用地交渉等手当	用地第一課又は用地第二課に勤務する職員又は任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	日額 650円(深夜の場合その額に50/100を加算)
危険作業従事手当	(1)公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員 (2)地域整備事務所又は自転車対策事務所に勤務する職員 (3)(4)地域整備事務所、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務 (2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務 (3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務 (4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務	日額 100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
機関手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防用自動車等の運転業務等	日額 120円～240円
海技手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防艇に乗り組み、操舵員又は機関員の業務	日額 120円
指令管制手当	通信指令課に勤務する職員	指令管制業務	日額 120円
調査手当	消防職員で右記業務に従事する職員	火災原因等の調査業務	日額 120円
救急手当	(1)消防職員のうち救急救命士の資格を有する職員で、救急自動車に乗車する職員 (2)上記以外の救急隊員で、救急自動車に乗車する職員	救急業務	(1)日額 350円 (2)日額 120円
高所作業手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員として所属長から指名された職員	はしご付消防自動車、はしご水槽付消防ポンプ自動車等に乗り組み、高所において消火及び救助等の業務	日額 60円
救助隊員手当	(1)特別高度救助隊に属する職員 (2)消防署の救助係に属する職員 (3)消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)救助工作車に乗り組んで行う救助活動 (2)救助工作車に乗り組んで行う救助活動 (3)本署に配置されている水槽付消防ポンプ自動車又ははしご水槽付消防ポンプ自動車に乗り組んで行う救助活動	(1)日額 240円 (2)日額 180円 (3)日額 120円
査察等の手当	(1)警防課、予防部又は消防署に勤務する職員 (2)上記以外の消防職員で右記業務に従事する職員	消防法に規定する消防対象物又は貯蔵所等への立入検査、完成検査等の業務又は都市計画法等に基づく開発指導等に関する検査業務	日額 100円
活動手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)消防活動 (2)救急活動 (3)潜水活動	(1)1回 400円(3時間を超える場合にあっては3時間を超える1時間につき100円を加算) (2)1回 100円又は510円 (3)1回 1,000円
隔日勤務等従事手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	正規の勤務時間が午前9時から翌日の午前9時まで割りに振られた業務	1当務 520円
教員特殊業務手当	高等学校、幼稚園又は特別支援学校に勤務する管理職以外の教育公務員	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの イ非常災害時における児童(幼児を含む)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ロ児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ児童又は生徒に対する緊急の補導の業務 (2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの (3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの (4)学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの (5)入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	(1)日額 イ 3,200円～12,800円 ロ、ハ 3,000円～6,000円 (2)日額 3,700円 (3)日額 3,700円 (4)日額 2,800円～3,700円 (5)日額 900円
夜間教育等勤務手当	(1)夜間中学に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭・養護教諭・助教諭・養護教諭又は講師 (2)夜間中学に勤務する校長又は教頭	(1)本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務 (2)夜間学級に係る業務を本務とするものが、夜間学級に係る公務の整理等を行う業務	(1)日額 1,500円 (2)日額 1,200円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(23年度決算)	1,692,715 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	※ 336 千円
支給実績(22年度決算)	1,617,568 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	※ 318 千円

※ 管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く職員の平均支給額です。

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度普通会計決算)	
扶養手当	円		同じ	616,066 千円	228,851 円	
	配偶者	13,000				
	親 そ 族 の 他 の 扶 養	1人につき				6,500
		配偶者がいない1人目				11,000
		満16歳から22歳の加算				5,000
住居手当	(1)月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 (2)新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月 額2,500円	異なる	(2)について国は支給なし	271,792 千円	208,110 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上で あるとき (1)交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額 を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) (2)自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) (3)徒歩通勤者 支給しない	異なる	(2)について2,000～24,500 円を支給	729,570 千円	143,362 円	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局長 91,000円</li> <li>・理事(局長級) 87,000円</li> <li>・部長 83,000円</li> <li>・理事 79,000円</li> <li>・部次長 70,000円</li> <li>・課長 66,000円</li> <li>・参事 62,000円</li> <li>・総括指導主事 58,000円</li> </ul>	異なる	管理又は監督の地位にある 者に対して組織・官職に応じて 46,300円～139,300円を支 給	491,014 千円	798,397 円	
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100	同じ		297,784 千円	443,791 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		24,800 千円	67,027 円	
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移 転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同 居していた配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		4,295 千円	390,455 円	

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度普通会計決算)
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	異なる	日直勤務又は宿直勤務を命ぜられた職員に対して勤務1回につき4,200円～30,000円を支給	6,495 千円	95,515 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上 (6時間以内) 10,000円 (6時間以上) 15,000円	異なる	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円～18,000円を支給	10,855 千円	38,088 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教育職員に支給 月額 21,000円(定時制通信制教育手当を受けるものについては13,000円)	—	—	9,269 千円	226,073 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 日額 1,500円	—	—	15,174 千円	370,098 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額	—	—	14,078 千円	66,720 円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,190,000 円	(参考)政令市における最高/最低額 1,428,000 円 / 500,000 円
	副 市 長	990,000 円	1,148,000 円 / 810,000 円
報 酬	議 長	950,000 円	1,179,000 円 / 500,000 円
	副 議 長	850,000 円	1,061,000 円 / 500,000 円
	議 員	780,000 円	953,000 円 / 500,000 円
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合) 3.95 月分	
	副 議 長 副 議 員	(23年度支給割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×50/100	(1期の手当額) 28,560,000 円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×36/100	17,107,200 円 任期毎
	備 考	・市長の退職手当については、現市長の現任期中は不支給としています。 ・副市長の退職手当については、平成22年1月1日以降、当該副市長の任期に係る退職手当は不支給としています。	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

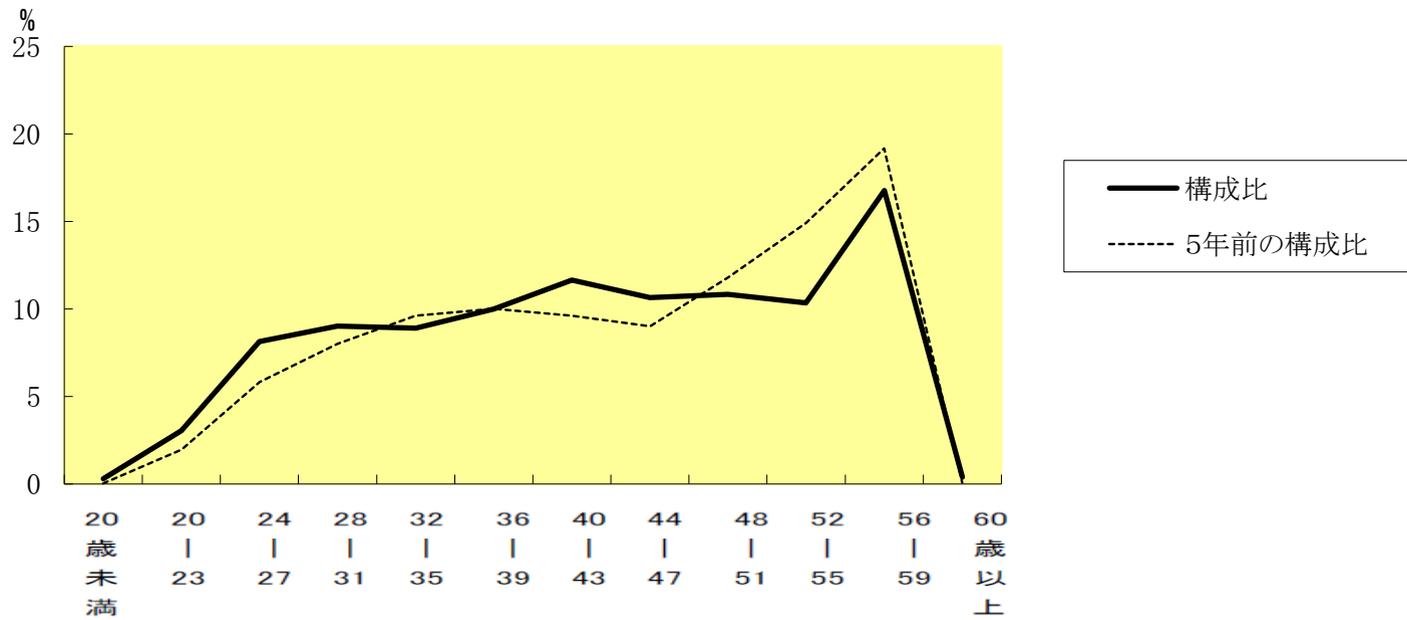
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	28	27	△ 1	体制の見直しによる減員
		総務	733	727	△ 6	体制の見直しによる減員
		税務	244	237	△ 7	組織の改正に伴う減員
		労働	9	9	0	
		農林水産	40	39	△ 1	体制の見直しによる減員
		商工	66	66	0	
		土木	620	606	△ 14	体制の見直しによる減員
		民生	984	985	1	組織の改正に伴う増員
		衛生	650	642	△ 8	体制の見直しによる減員
	計	3,374	3,338	△ 36	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.80 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 47.24 人)	
	教育部門	682	662	△ 20	体制の見直しによる減員	
	消防部門	909	910	1	事務移譲による増員	
	小 計	4,965	4,910	△ 55	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.54 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 69.40 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	619	0	△ 619	病院の独立行政法人化による減員	
	水道	263	255	△ 8	体制の見直しによる減員	
	下水道	248	241	△ 7	事務の委託化・体制の見直しによる減員	
	その他	161	156	△ 5	事務移管・体制の見直しによる減員	
	小 計	1,291	652	△ 639		
合 計		6,256 [7,060]	5,562 [5,754]	△ 694	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.32 人	

(注) 1 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	17人	169人	453人	501人	495人	556人	648人	592人	602人	575人	932人	22人	5,562人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,963	3,829	3,680	3,491	3,374	3,338	▲ 625 人( ▲ 15.8 %)
教 育	887	835	786	722	682	662	▲ 225 人( ▲ 25.4 %)
消 防	—	—	936	914	909	910	人( %)
普通会計計	4,850	4,664	5,402	5,127	4,965	4,910	60 人( 1.2 %)
公営企業等会計計	1,317	1,291	1,286	1,282	1,291	652	▲ 665 人( ▲ 50.5 %)
総合計	6,167	5,955	6,688	6,409	6,256	5,562	▲ 605 人( ▲ 9.8 %)

- (注) 1 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。  
 2 平成20年10月に市消防局が設置されたことにより、消防部門の職員数が増加しています。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 16,326,398	千円 452,871	千円 2,528,677	% 15.5	% 15.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 260	千円 1,070,303	千円 304,527	千円 424,797	千円 1,799,627	千円 6,922	千円 7,066

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市(水道事業)	43.9 歳	385,773 円	573,443 円
政令指定都市平均(水道事業)	44.8 歳	380,961 円	571,255 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市(普通会計)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,492 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,391 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(水道事業)に同じ

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

堺 市	堺市(普通会計)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 10,820 千円(自己都合) 26,362 千円(定年)	(支給率) 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 15,559 千円(自己都合) 25,809 千円(定年)

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		120,414 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		408,183 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺 市	10 %	294 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		479,920 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		12,971 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		12.6 %	
手当の種類(手当数)		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	営業課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき250円
環境事業業務従事手当		次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日1日につき300円
夜間特殊業務手当		正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	配水管理課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき230円
用地交渉等手当		事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	82,635 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	281 千円
支給実績(22年度決算)	85,436 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	280 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	40,571 千円	242,940 円	
	配偶者	13,000				
	族 そ の 他 の 扶 養 親	1人につき				6,500
		配偶者がいない 1人目				11,000
		満16歳から22歳 の加算				5,000
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		12,529 千円	198,873 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期相当額を6ヶ月毎に支給(月額 55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		37,340 千円	135,290 円	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局長 91,000円</li> <li>・理事(局長級) 87,000円</li> <li>・部長 83,000円</li> <li>・理事 79,000円</li> <li>・部次長 70,000円</li> <li>・課長 66,000円</li> <li>・参事 62,000円</li> </ul>	同じ		22,116 千円	850,615 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たり の支給額×25/100	同じ		670 千円	24,815 円	

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 22,905,330	千円 1,174,907	千円 2,721,691	% 11.9	% 12.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 241	千円 1,036,426	千円 292,867	千円 413,629	千円 1,742,922	千円 7,232	千円 7,127

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は平成24年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市(下水道事業)	48.5 歳	406,449 円	603,447 円
政令指定都市平均(下水道事業)	45.4 歳	391,962 円	591,106 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市(普通会計)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,494 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,391 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(下水道事業)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(下水道事業)に同じ

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

堺 市			堺市(普通会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	堺市(下水道事業)に同じ	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年		
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額		
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	
1人当たり平均支給額	0 千円 (自己都合)		1人当たり平均支給額	15,559 千円(自己都合)	
	24,139 千円 (定年)			25,809 千円(定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	120,238 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	416,048 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺 市	10 %	289 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	7,194 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	47,960 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	51.5 %		
手当の種類(手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	給排水設備課・下水道業務課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき250円
環境事業業務従事手当	下水処理場・下水道管理事務所・下水道水質対策課職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日 1日につき300円
夜間特殊業務手当	下水処理場職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	下水道水質対策課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき230円
用地交渉等手当	下水道計画課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円 (業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	83,562 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	340 千円
支給実績(22年度決算)	95,907 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	319 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	42,331 千円	236,486 円	
	配偶者					
	親 族 の 他 の 扶 養	1人につき				13,000
		配偶者がいない1人目				6,500
		満16歳から22歳の加算				11,000
		5,000				
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		12,627 千円	188,463 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		34,184 千円	124,759 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円	同じ		14,712 千円	817,333 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たり の支給額×25/100	同じ		0 千円	0 円	